排水設備指定工事店指定登録等申請の手引書

－第９版－

令和５年 10 月

春日井市上下水道部上下水道業務課

目　次

1　排水設備指定工事店 …… －1－
⑴　申請から指定までの流れ …… －1－
⑵　申請の受付 …… －2－
⑶　指定の注意点（規程第3条関係） …… －2－
⑷　指定工事店更新の注意事項 …… －2－
⑸　指定工事店証（規程第5条関係） …… －2－
⑹　指定申請の方法・添付書類 …… －3－
⑺　商号等の変更（規程第9条関係） …… －4－
⑻　届出義務（規程第9条関係） …… －5－
⑼　排水設備指定工事店の責務及び遵守事項（規程第8条関係） …… －5－
⑽　指定の取消等（規程第 10 条関係） …… －5－
2　申請書の提出先等 …… －6－
⑴　提出先・問い合わせ …… －6－
⑵　申請書の配布 …… －6－
3　排水設備工事責任技術者について …… －6－
⑴　排水設備工事責任技術者の登録 …… －6－
⑵　排水設備工事責任技術者の責務（規程第 12 条関係） …… －6－
⑶　愛知県下水道協会への報告（規程第 13 条関係） …… －6－
4　排水設備指定工事店指定申請書等の記入例 …… －7－
⑴　排水設備指定工事店指定申請書（第1号様式） …… －7－
⑵　誓約書（第2号様式） …… －9－
⑶　責任技術者名簿（第3号様式） …… －10－
⑷　事業所の付近見取図（第4号様式） …… －11－
⑸　機械器具調書（第５号様式） …… －12－
⑹　排水設備指定工事店証再交付申請書（第7号様式） …… －13－
⑺　排水設備指定工事店廃止休止再開届（第8号様式） …… －14－
⑻　排水設備指定工事店変更届（第9号様式） …… －15－

【資料】
春日井市下水道条例〔昭和 43 年３月 30 日　条例第８号〕
春日井市下水道条例施行規程〔平成 28 年４月１日　上下水道事業管理規程第１号〕
春日井市排水設備指定工事店規程〔平成 28 年４月１日　上下水道事業管理規程第２号〕

この冊子で使用する法令等の略称については、次の表を参照してください。

略　称	名　　称
条　例	春日井市下水道条例〔昭和 43 年 3 月 30 日 条例第 8 号〕
規　程	春日井市排水設備指定工事店規程〔平成 28 年４月１日　上下水道事業管理規程第 2 号〕

1　排水設備指定工事店

⑴　申請から指定までの流れ

ア　直接当市に申請した場合

申請受付	形式審査を行い、添付書類等の不備がなければ受付します。 申請手数料 10,000 円を徴収します。(条例第 20 条第1項第3号)
↓	
事業所(店舗)調査	事業所(店舗)の調査、事務室・機器資材を調査します。 (添付写真で省略する場合があります。)
↓	
申請書の審査 指定の決定	申請書の内容を審査し、指定の可否を判断します。
↓	
説明 指定工事店証交付	交付時に、指定工事店の責務遵守事項・申請書等の記入方法について読み合わせを行います。
↓	
公示	規程第 14 条に基づき公示します。

※申請書類の事前審査のみ郵送等を認めております。

イ　直接または郵送で名古屋市上下水道総合サービス株式会社協会事務局分室(以下、「ＮＡＷＳ」という。)に提出した場合

NAWSで 申請書受付	NAWSに提出する本書と写し(春日井市提出分)を提出する。
↓	
当市での申請受付	NAWSから当市へ書類が郵送され次第申請者に連絡します。 窓口に来ていただき申請手数料 10,000 円を徴収します。(条例第 20 条第1項第3号)
↓	
事業所(店舗)調査	事業所(店舗)の調査、事務室・機器資材を調査します。 (添付写真で省略する場合があります。)
↓	
申請書の審査 指定の決定	申請書の内容を審査し、指定の可否を判断します。
↓	
説明 指定工事店証交付	交付時に、指定工事店の責務遵守事項・申請書等の記入方法について読み合わせを行います。
↓	
公示	規程第 14 条に基づき公示します。

※直接当市に申請した場合よりも指定までの期間を要します。

⑵　申請の受付

申請は随時受け付けていますが、指定工事店（工事業者）として指定する日は、その月の 20 日までに当市で申請を受け付けたものについて、指定開始日は翌月の１日となります。その月の 20 日以降に受け付けた場合は、指定開始日が翌々月の１日となります。

更新の場合も新規申請と同様にその都度、審査を行い更新の可否を判断します。このため、指定満了日の 10 日前までには手続きをしてください。

⑶　指定の注意点（規程第３条関係）

指定工事店は、規程第３条に定める指定の基準をもとに指定します。その中で、特に次のことに注意してください。

ア　排水設備工事責任技術者（以下、「責任技術者」という）が１人以上専属していること。

イ　アルバイト、臨時・派遣社員、他社の身分を併せ持つ人は、非専属の責任技術者となります。また、同じ会社においても事業所ごとに指定工事店の指定をしていますので、それぞれの事業所ごとに専属の責任技術者を配置してください。

ウ　規程第3条第1項第4号オの相当の理由について

(ｱ) 申請後の現地調査の際、機械器具調書等に記載されている内容に虚偽が記載されている場合。

(ｲ) 暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が経営又は運営に携わっていると認められるとき。

⑷　指定工事店更新の注意事項

ア　直接当市に提出した場合、申請時に指定更新手数料 7,000 円を徴収します。

イ　ＮＡＷＳへ直接または郵送で提出した場合、当市へ書類が郵送され次第、申請者に連絡します。その後、窓口に来ていただき申請手数料 7,000 円を徴収します。(条例第 20 条第1項第4号) 申請手数料を支払後、書類手続きを開始いたします。

ウ　指定工事店の指定有効期間を過ぎた場合は、新規登録扱いとなります。なお、受付は有効期間末が閉庁日にあたる場合は、その直前の開庁日までとなります。

エ　規程第３条第１項第４号に該当する場合は、更新を行わない場合があります。特に、排水設備工事が完了しても完了検査を受けない、または完了検査の結果不完全と認められたにも関わらず改修を行わないなどは不切実な行為とみなします。

⑸　指定工事店証（規程第５条関係）

指定工事店証は、事業所内の見やすい場所に掲げなければならないと定められています。金庫等で保管するなどしないようにしてください。

⑹　指定申請の方法・添付書類

※証明書は、交付されてから３ヶ月以内のものを添付してください。

添付書類	注意事項
⑴排水設備指定工事店指定申請書（第１号様式）	・新規、更新のいずれかに〇を記入してください。 ・申請者欄は記名可（押印不要）
⑵誓約書（第２号様式）	・「代表者の氏名」の部分がご本人の署名（自署）である場合は押印不要となります。スタンプ等による記名の場合は代表者印を押印してください。 ・第１号様式の申請者と誓約書の申請者の氏名又は名称、住所及び代表者の氏名は同一にしてください。
⑶定款の写し	・法人の場合に限る
⑷登記事項証明書	・履歴事項全部証明書　法人のみ
⑸住民票の写し	・個人事業主のみ
⑹責任技術者名簿（第３号様式）	・採用を予定している者を含む
⑺責任技術者証の写し	・愛知県下水道協会交付の排水設備工事統一責任技術者証（有効期限内であること） ・令和２年度以降最初の更新講習を受講するまでは、現在各市町で交付された責任技術者証を統一技術者証とみなします。また、令和元年度以前にいずれの市町からも責任技術者証の交付を受けていない場合は、愛知県下水道協会へ登録し、統一技術者証の交付を受けることができます。 ・採用を予定している者を含みます。
⑻事業所付近の見取図（第４号様式）	・事業所の付近見取図を記載し、事業所の場所を明確にしてください。 ・住宅地図等のコピーを貼り付けても可。 ・最寄りの公共交通機関及びその駅等並びに最寄りの駅からの所要時間を記入してください。 ・現地訪問や所在地確認のため用いますので、最寄り駅、交差点名、施設名、道路名等、目印となる目標物及び方位を記入してください。 ・事業所所在地と資材置場等が異なる場合は、資材置場等の面図及び付近見取図を作成し、添付してください。
⑼事業所の写真	・外観が分かる写真を添付してください。 ・看板等、営業の実態が確認できるものが写るようにしてください。 ・デジタルカメラで撮影したものを印刷したもので可です。
⑽機械器具調書（第５号様式）	以下の区分に応じてご記入ください。 ・管の切断用の機械器具・管の加工用の機械器具・接合用の機械器具・測量用の機械器具・掘削用の機械器具 （レンタルの機械器具は記載しないでください。）
⑾前各号に定めるもののほか、市町が必要と認める書類	

※ＮＡＷＳへ提出される場合、添付書類⑴～⑽は本書１部とその写し（春日井市提出分）が必要です。ただし、⑶と⑺は本書がないため、すべてに写しが必要です。

※⑾は本書１部を上下水道業務課に直接持参するか郵送してください。

⑺　商号等の変更（規程第９条関係）

排水設備指定工事店指定申請書に記した事項に変更があった場合は、30 日以内に変更事項を証明する書類を添付して提出してください。（手数料不要）

添付書類

届出の種類			変更届	登記事項証明書	定款の写し	写真	住民票の写し	誓約書	指定証返納
指定事項の変更（第9号様式）	組織変更	有限→株式等、法人格の同一性が維持される組織変更	○	○	○				○
		個人→法人/法人→個人	廃止して新規指定						
	氏名・名称変更	法人（商号の変更）	○	○	○				○
		個人（婚姻による氏名の変更等）	○				○		○
		個人（屋号の変更）	○						○
	代表者変更	法人	○	○				○	○
		個人（親→子等の代替わり）	廃止して新規指定						
	住所変更	法人	○	○		○			○
		個人	○			○	○		○
		事業場の付近見取図（共通）							
	住居表示変更	法人	○	○					
		個人	○				○		
		登記事項証明書/住民票の写しの代わりに住居表示変更証明書も可							
	電話　FAX番号 電子メール	共通	○						
	責任技術者の増減	共通	○						
			責任技術者名簿 責任技術者証の写し（新たに増員した者）						
指定証再交付		共通							○（紛失は不要）
			再交付申請書（第7号様式）						
廃止・休止・再開		共通							○（再開は不要）
			廃止・休止・再開届（第8号様式）						

⑻　届出義務（規程第９条関係）

指定工事店の営業に関わること、または指定工事店として申請した内容及び責任技術者について変更等が生じた場合は、所定の様式で届け出てください。

また、第９条第３号の規定のとおり、工事事業者（法人の場合は、その代表者）が規程第３条第１項第４号ア又はイ（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）に該当するに至った場合は届け出てください。

⑼　排水設備指定工事店の責務及び遵守事項（規程第８条関係）

下水道に関する法令、条例及び規程をよく理解し、定められた事項を遵守してください。

特に、排水設備工事が不完全であると認められたときは、速やかに改修を行ってください。

⑽　指定の取消等（規程第 10 条関係）

規程第10条に定められた事項に該当するときは､指定を取り消すことがありますので、規程をよく確認し、十分に注意してください。

第 10 条　市長は、指定工事店が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことがある。

(1)　第３条第１項各号の指定基準に適合しなくなったとき。

(2)　条例又はこの規程に違反したとき。

(3)　業務に関し不誠実な行為がある等市長が指定工事店として不適当と認めたとき。

２　申請書の提出先等

⑴　提出先・問い合わせ

ア　当市に直接申請する場合

春日井市上下水道部上下水道業務課排水設備担当（春日井市役所本庁舎８F）

℡：0568-85-6418

イ　直接または郵送でＮＡＷＳに申請する場合

〒456-0053　名古屋市熱田区一番三丁目２番 44 号

名古屋市上下水道総合サービス株式会社　協会事務局分室

℡：052-228-2611

⑵　申請書の配布

市のホームページからダウンロードしてください。

春日井市役所ホームページ（http://www.city.kasugai.lg.jp/）

「市民生活ガイド」→「くらし」→「水道・下水道」→「５申請様式等ダウンロード」→「４給水・排水指定工事店指定申請等」→「春日井市排水設備指定工事店指定申請等」の順にクリックしてください。

３　排水設備工事責任技術者について

⑴　排水設備工事責任技術者の登録

令和２年４月から、責任技術者の登録は、愛知県下水道協会が県下統一で、登録・管理されることになりました。届出の様式は、中部地方下水道協会のホームページからダウンロードし、愛知県下水道協会宛に提出してください。

ア　中部地方下水道協会ホームページ(http://www.jswa-chubu.jp/)→ お知らせ→ 県協会より　愛知県排水設備工事責任技術者に関するお知らせ → 責任技術者各種届出

イ　提出先・問い合わせ

〒456-0053　名古屋市熱田区一番三丁目２番 44 号（名古屋市上下水道総合サービス株式会社　内）

愛知県下水道協会　愛知県排水設備工事責任技術者試験等運営委員会事務局分室

℡：052-228-2611

⑵　排水設備工事責任技術者の責務（規程第 12 条関係）

下水道に関する法令、条例及び管理規程その他市長が定めるところに従って排水設備工事を行ってください。

また、工事にあたっては愛知県下水道協会交付の排水設備工事責任技術者証を常に携帯してください。

⑶　愛知県下水道協会への報告（規程第 13 条関係）

責任技術者が法令等に違反したときや、不誠実な行為や不正等を行った際などには、排水設備工事責任技術者証を交付している愛知県下水道協会にその事実を報告することになります。

これにより、令和元年以前は処罰等を各市町単位で執行していましたが、今後は愛知県下水道協会が罰則等の措置を執行します。このため、責任技術者登録の取消又は一時停止等の措置がとられた場合、県内での工事施工ができなくなる事態が想定されます。特に留意するようにしてください。

4　排水設備指定工事店指定申請書等の記入例
⑴　排水設備指定工事店指定申請書（第１号様式）

いずれかを〇で囲んでください。

新規・更新

第1号様式(第4条関係)

(表)

排水設備指定工事店指定申請書

(宛先)春日井市長

申請日をご記入ください。

年　月　日

申請者
氏名又は名称
住所又は所在地
代表者氏名 } ①
電話番号
FAX } ②
電子メール ③

春日井市下水道条例第8条の規定による指定工事店の指定を受けたいので、春日井市排水設備指定工事店規程第4条又は第7条第１項の規定に基づき、次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏　名	フリガナ 氏　名

登記事項証明書に記載されている代表者、取締役、監査役等の役員さまを全てご記入ください。（法人さまのみ）

事業の範囲	「管工事業」、「排水設備工事業」「下水道工事業」といった排水設備に関する事業を行う者であることが確認できるものをご記入ください。

（裏）

事業所の名称	事業の拠点となる事業所の名称をご記入ください。 例：春日井設備株式会社　中部支店
事業所の所在地	〒 拠点となる事業場の住所をご記入ください。
専属する責任技術者の氏名	責任技術者の登録番号
	専属する責任技術者全員の氏名、登録番号をご記入ください。

①　以下の区分に応じてご記入ください。
・法人さま
登記事項証明書に記載の商号、本店の住所及び代表者氏名
・個人事業主さま
屋号（ない場合は不要）、住民票上の住所、本人の氏名

②　ご連絡のつく電話番号、FAX 番号をご記入ください。ご連絡のつく電話番号、FAX 番号とは別に電話番号、FAX 番号が複数ある場合には、併記の上判別できるようにしてください。
例：111-222-3333（連絡用）／111-444-5555（お客様用）／666-777-8888（本店用）
666-999-0000（支店）／123-456-7890（自宅）／123-456-7891（事務所）

③　あればご記入ください。

⑵　誓約書（第２号様式）

第2号様式(第4条関係)

誓　　約　　書

申請者、その代表者及び役員は、春日井市排水設備指定工事店規程第3条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請日をご記入ください。

年　　月　　日

「代表者の氏名」の部分はご本人の署名（自署）である場合は押印不要となります。スタンプ等による記名の場合は代表者印を押印してください。

氏名又は名称

申請者　住所又は所在地

代表者氏名

(宛先)春日井市長

⑶　責任技術者名簿（第３号様式）

第3号様式(第4条関係)

以下の区分に応じてご記入ください
・法人さま　登記事項証明書に記載の商号
・個人さま　屋号（ない場合は不要)、本人の氏名

責 任 技 術 者 名 簿

申請者　氏名又は名称

申請日をご記入ください。

年　月　日

フリガナ 責任技術者の氏名	住所	登録番号	専属性
	〒		専属 非専属
	〒		専属 非専属
			専属 非専属
	〒		専属 非専属
			専属 非専属
	〒		専属 非専属
	〒		専属 非専属

責任技術者全員の氏名、住所、登録番号をご記入ください。
※採用を予定しているものも含む

いずれかに○をご記入ください。(兼業・副業である場合は非専属となります)

注　責任技術者は、事業所ごとに1名以上専属している(兼業でない)必要があります。

⑷　事業所の付近見取図（第４号様式）

第4号様式(第4条関係)

申請日をご記入ください。

年　月　日

以下の区分に応じてご記入ください
・法人さま　登記事項証明書に記載の商号
・個人さま　屋号（ない場合は不要）、本人の氏名

申請者　氏名又は名称

事業所の付近見取図

線　　駅下車　バス･徒歩　　分

最寄りの公共交通機関及びその駅等並びに最寄駅からの所要時間をご記入ください。

・事業所の付近見取図を記載し、事業所の場所を明らかにしてください。
・住宅地図等のコピーを貼り付けても可。
・最寄り駅、交差点名、施設名、道路名等、目印となる目標物及び方位を記入してください。
・事業所所在地と資材置場等が異なる場合は、資材置場等の面図及び付近見取図を作成し、添付してください。

注　最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入してください。

⑸　機械器具調書（第５号様式）

第5号様式(第4条関係)

機　械　器　具　調　書

以下の区分に応じてご記入ください
・法人さま　登記事項証明書に記載の商号
・個人さま　屋号（ない場合は不要）、本人の氏名

申請日をご記入ください。

申請者　氏名又は名称

年　　月　　日

種　別	名　称	型式、性能	数量	備　考

以下の区分に応じてご記入ください
・管の切断用の機械器具
　パイプカッター等の管の切断用の機械器具
・管の加工用の機械器具
　やすり、パイプねじ切り器等の管の加工用の機械器具
・接合用の機械器具
　ガストーチ、パイプレンチ等の接合用の機械器具
・測量用の機械器具
　レベル、巻き尺等の測量用の機械器具
・掘削用の機械器具
　つるはし、ランマー等の掘削用の機械器具
（レンタルの機械器具は記入しないでください。）

注　種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「測量用の機械器具」、「掘削用の機械器具」の別を記入してください。

⑹　排水設備指定工事店証再交付申請書（第７号様式）

第7号様式(第5条関係)

排水設備指定工事店証再交付申請書

(宛先)春日井市長

以下の区分に応じてご記入ください。
・法人さま　登記事項証明書に記載の商号
・個人さま　屋号（ない場合は不要）、本人の氏名

申請日をご記入ください。

年　　月　　日

氏名又は名称
申請者　住所又は所在地
代表者の氏名

春日井市排水設備指定工事店証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1　指定番号　　第　　　　　　号

指定店番号をご記入ください。

2　申請の理由

再交付を申請する理由（例：汚損した・引っ越しの際に紛失した）をご記入ください。

⑺　排水設備指定工事店廃止休止再開届（第８号様式）

第8号様式(第9条関係)

排水設備指定工事店　廃止／休止／再開　届

（廃止、休止、再開のいずれかに〇を記入してください。）

(宛先)春日井市長

年　月　日

（申請日をご記入ください。）

春日井市排水設備指定工事店規程第9条第1項の規定に基づき、春日井市排水設備指定工事店の　廃止／休止／再開　の届出をします。

（廃止、休止、再開のいずれかに〇を記入してください。）

フリガナ 氏名又は名称	①
住所又は所在地	①
フリガナ 代表者氏名	①
(廃止・休止・再開)の年月日	指定を廃止し、休止し、又は再開する日をご記入ください。
(廃止・休止・再開)の理由	理由をご記入ください。 例　廃止の場合：廃業したため 責任技術者が不在となったため 休止の場合：長期入院のため 再開の場合：病気が完治したため

①以下の区分に応じてご記入ください
- 法人さま　登記事項証明書に記載の商号
- 個人さま　屋号（ない場合は不要）、本人の氏名

※　廃止、休止の場合には春日井市排水設備指定工事店証をご返納ください。紛失等により返納ができない場合には、理由欄に返納のできない理由も明記してください。後日、確認のためにお電話させていただく場合があります。

⑻　排水設備指定工事店変更届（第９号様式）

第9号様式(第9条関係)

排水設備指定工事店変更届

年　月　日

申請日をご記入ください。

(宛先)　春日井市長

春日井市排水設備指定工事店規程第9条第2項の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住所又は所在地	
フリガナ 代表者氏名	

以下の区分に応じてご記入ください
・法人さま　登記事項証明書に記載の商号
・個人さま　屋号（ない場合は不要）、本人の氏名

変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

変更に係る事項に応じてご記入ください。変更に係る事項は次のとおりです
・組織形態の変更（例：合資会社→株式会社）※
・法人における役員の変更
・名称の変更（例：社名変更、個人事業主の氏の変更）※
・責任技術者の異動（責任技術者の選任、解任、交代）
・事業所の移転・住居表示の変更
・電話番号、FAX 番号、電子メールアドレスの変更

※　個人から法人、法人から個人の変更や、会社の合併により別法人となる場合、個人事業主さまの代替わり（例：親→子）については、一旦現在の指定を廃止し、指定を取り直していただく必要があります。

注　変更に係る事項によって、添付書類が異なります。後日、確認のためにお電話させていただく場合がありますので、ご承知おきください。

排水設備指定工事店指定登録等申請の手引書
－第9版－

令和5年10月

問い合わせ先　　春日井市上下水道部上下水道業務課　排水設備担当
〒486-8686　　春日井市鳥居松町5丁目44番地
TEL:(0568)85－6348、6418
FAX:(0568)85－6258
e-mail:suigyo@city.kasugai.lg.jp

春日井市排水設備指定工事店登録等申請の手引書変更点

ページ番号	新	旧	備考
P.１	ア　直接当市に申請した場合		２行目　加筆
P.１	⑴　申請から指定までの流れ 　ア　直接当市に申請した場合 　　　事業所	⑴　申請から指定までの流れ 　　営業所	図内
P.１	※申請書類の事前審査のみ郵送等を認めております。		⑴　申請から指定までの流れ　図下加筆
P.１	イ　直接または郵送で名古屋市上下水道総合サービス株式会社協会事務局分室（以下、「ＮＡＷＳ」という。）に提出した場合		加筆
P.２	その月の20日までに当市で申請を受け付けたものについて、指定開始日は翌月の１日となります。その月の20日以降に受け付けた場合は、指定開始日が翌々月の１日となります。	原則として申請を受け付けた月の翌月の１日としています。ただし、審査等に日時が必要なため、その月の20日以降に受け付けた場合は、指定開始日が翌々月の１日となることがあります。	２行目～４行目　修正
P.２	非専属の責任技術者となります。	専属の責任技術者となりません。	12行目～13行目　修正
P.２	事業所	営業所	13行目、14行目　修正
P.２	ウ　規程第3条第1項第4号オの相当の理由について (ア) 申請後の現地調査の際、機械器具調書等に記載されている内容に虚偽が記載されている場合。 (イ) 暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が経営又は運営に携わっていると認められるとき。		15行目～19行目　加筆

P.2	ア　直接当市に提出した場合、		21行目　加筆
P.2	イ　ＮＡＷＳへ直接または郵送で提出した場合、当市へ書類が郵送され次第、申請者に連絡します。その後、窓口に来ていただき申請手数料7,000円を徴収します。（条例第20条第1項第4号）<ins>申請手数料を支払後、書類手続きを開始いたします。</ins>		22行目～24行目　加筆
P.2	・→ア ・→イ ・→ウ ・→エ		21行目　修正 22行目　修正 25行目　修正 27行目　修正
P.2	事業所	営業所	32行目　修正
P.3	⑹指定申請の方法・添付書類	⑹指定申請の方法・添付書類	表　修正
P.4	⑺商号等の変更	⑺商号等の変更	表　修正
P.6	⑴　提出先・問い合わせ	⑴　提出先	３行目　修正
P.6	ア　当市に直接申請する場合		４行目　加筆
P.6	℡：0568-85-6418		６行目　加筆
P.6	イ　直接または郵送でＮＡＷＳに申請する場合 〒456-0053　名古屋市熱田区一番三丁目２番44号 名古屋市上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室 ℡：052-228-2611		７行目～11行目　加筆

P.6	「水道・下水道」→「５申請様式等ダウンロード」→「４給水・排水指定工事店指定申請等」→「春日井市排水設備指定工事店指定申請等」	「上下水道」→「排水設備指定工事店指定申請等様式」	15行目～16行目　修正
P.6	ア　中部地方下水道協会ホームページ (http://www.jswa-chubu.jp/)→ お知らせ→県協会より　愛知県排水設備工事責任技術者に関するお知らせ → 責任技術者各種届出 イ　提出先・問い合わせ 〒456-0053　名古屋市熱田区一番三丁目２番44号（名古屋市上下水道総合サービス株式会社　内） 愛知県下水道協会　愛知県排水設備工事責任技術者試験等運営委員会事務局分室 ℡：052-228-2611	○中部地方下水道協会ホームページ (http://www.jswa-chubu.jp/) → 各県下水道協会 → 愛知県下水道協会 → 責任技術者各種届出 ○問い合わせ・提出先等 〒453-0016　名古屋市中村区竹橋町35番22号（名古屋上下水道総合サービス㈱内） 愛知県下水道協会　愛知県排水設備工事責任技術者試験等運営委員会事務局分室 ℡：052-459-0357　Fax:052-300-8933	25行目～31行目　修正
P.7～P.8	⑴　排水設備指定工事店指定申請書（第１号様式）	⑴　排水設備指定工事店指定申請書（第１号様式）	変更
P.9	⑵　誓約書（第２号様式）	⑸　誓約書	変更
P.10	⑶　責任技術者名簿（第３号様式）	⑵　責任技術者名簿（第２号様式）	変更
P.11	⑷　事業所の付近見取図（第４号様式）		追加
P.12	⑸　機械器具調書（第５号様式）	⑷　所有機器調書（別表２）	変更
P.13	⑹　排水設備指定工事店証再交付申請書（第７号様式）		追加
P.14	⑺　排水設備指定工事店廃止休止再開届（第８号様式）		追加
P.15	⑻　排水設備指定工事店変更届（第９号様式）	⑹　排水設備指定工事店変更届（第６号様式）	変更